（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。

	国又は地域	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国（香港を除く。）
	種　別　単位	ルピー	ルピア	リエル	ドル	ルピー	バーツ	ウォン	元
3	旅券法（昭和２６年法律第２６７号）第５条第１項本文の一般旅券の発給（旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成１１年政令第３８２号）による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令（以下「改正前の政令」という。）第１条第６項の適用を受ける場合（１０年旅券：永住目的等））	1,600	290,000	120,000	36	3,900	900	32,000	190
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（１０年旅券：ＪＩＣＡ関連））	400	80,000	30,000	9	1,000	230	8,000	50
4	旅券法第５条第１項ただし書の一般旅券の発給（改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合（５年旅券：永住目的等））	1,070	190,000	80,000	24	2,600	600	22,000	130
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（５年旅券：ＪＩＣＡ関連））	270	50,000	20,000	6	700	150	6,000	40
7	一般旅券の記載事項の訂正（改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合（永住目的等））	140	30,000	10,000	3	400	80	3,000	20
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（ＪＩＣＡ関連））	140	30,000	10,000	3	400	80	3,000	20

香港	ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モンゴル	ラオス	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	サモア	ソロモン
ドル	ルピー	ルピー	タカ	ドル	ペソ	ドル	ドン	リンギ	チャット	トウグリク	キップ	ドル	タラ	ドル
220	2,600	2,900	2,400	30	1,200	36	620,000	90	25,000	41,000	240,000	28	67	220
60	700	800	600	8	300	9	160,000	30	7,000	11,000	60,000	7	17	60
150	1,800	1,900	1,600	20	800	24	420,000	60	17,000	28,000	160,000	19	45	150
40	500	500	400	5	200	6	110,000	20	5,000	7,000	40,000	5	12	40
20	300	300	200	3	100	3	60,000	10	3,000	4,000	20,000	3	6	20
20	300	300	200	3	100	3	60,000	10	3,000	4,000	20,000	3	6	20

トンガ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	ﾊﾟﾌﾟｱﾆｭｰｷﾞﾆｱ	パラオ	フィジー	マーシャル	ミクロネシア	ｱﾒﾘｶ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	ｴﾙｻﾙﾊﾞﾄﾞﾙ	キューバ	グアテマラ
パ・アンガ	ドル	キナ	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ペソ	ペソ	ドル	コロン	ペソ	ケッツアル
50	36	60	30	53	30	30	30	29	134	580	30	260	29	240
13	9	15	8	14	8	8	8	8	34	150	8	70	8	60
34	24	40	20	35	20	20	20	20	89	390	20	180	20	160
9	6	10	5	9	5	5	5	5	23	100	5	50	5	40
5	3	5	3	5	3	3	3	3	12	50	3	30	3	20
5	3	5	3	5	3	3	3	3	12	50	3	30	3	20